

## 学校給食共同調理場の広域設置・運用に関する合意に基づく確認書

室蘭市教育委員会と登別市教育委員会は、令和5年12月26日に締結した「学校給食共同調理場の広域設置・運用に関する合意書(以下「合意書」という。)」に基づき、次により事業を進めることを確認する。

- 1 共同調理場の広域設置・運用に係る費用は、地方自治法第252条の2の2第1項に基づく協議会(以下「協議会」という。)を設置するまでの間は、協議会の代表者となる室蘭市の予算に計上する。なお、協議会の設置前に予算を計上し、かつ、設置後の期間にわたる場合にあっては同様とする。
- 2 合意書第3項の建設費に係る費用における均等割は、13.7%とし、計画食数割は86.3%とする。なお、計算の過程における端数の取扱いなどについては、別紙「建設費及び運営費に関する各市負担額の算出方法について」に基づくものとする。
- 3 合意書第4項の運営費に係る費用における提供食数は、前年度5月1日時点の児童・生徒数によるものとする。なお、計算の過程における端数の取扱いなどについては、別紙「建設費及び運営費に関する各市負担額の算出方法について」に基づくものとする。
- 4 共同調理場の広域設置・運用に当たり取得する財産は両市の共有とし、その持分割合は取得費に係る負担率に準じる。ただし、広域設置・運用時に既に室蘭市又は登別市が所有している財産であって、共同調理場の用に供するものは、従来の所有区分によるものとする。
- 5 室蘭市と登別市は、広域設置する共同調理場の整備にあたり、令和6年度に建設予定地(室蘭市八丁平3丁目43番1内)の測量調査及び地質調査、令和6年度から7年度にかけて基本計画を策定するものとする。なお、これらの発注に当たっては、両市内事業者の受注機会の確保に努めるものとする。
- 6 本確認書に定める事項に関し疑義が生じた場合には、両市協議の上決定するものとする。

7 前6項に定めるもののほか、共同調理場の広域設置・運用に関する事項については、引き続き両市で協議を進め、別途確認書を取り交わし、又は本確認書を変更するものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の教育長が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 2月 5日

室蘭市教育委員会教育長

署 名

登別市教育委員会教育長

署 名